荒川河川整備計画 公聴会意見資料

良好な自然環境の維持をはかるための前提になる、今後どんな自然を河川周辺で保護していくかの具体的な内容と方法が記載されていない。明記する必要である。調査も水辺の国勢調査だけでは不足しており、現在でも貴重な荒川の自然を把握しているとは言えない。自然が危機的に減少している現在、30年後はさらに想像することも恐ろしい事態になりかねない。自然環境に関する研究・検討が工事の前になされる必要がある。その上で工事にあたっての手法が考えられるのではないか。また工事後の自然再生についてのモニタリングを含めた対策も順応的に行うことを明記してほしい。これらを広い人材を集めて検討する機関が必要だと思う。

当会が長年関心を持っている、宝来地区の堤防の自然を例にとるならば、築堤の履歴・60年にわたる放牧の歴史と人とのかかわり・現在の堤防環境の形成経過・地域的な特性等々。そしてこの土地の潜在的植生の遷移の仕方の他地区との比較等の調査研究も必要だと考える。

太郎右衛門地区も、宝来堤防も、人が長年手を加えたり、インパクトを与えたりしてきた。 その環境で生育している植物は、地域における遺伝的多様性を有した最も適したものであり、 よほどのことがない限り、あるいはイエローストーンにハイイロオオカミを導入して元の自 然状態を維持する、というような確かさが読めない限りは、種の移動はせず、元々あるもの の生育を促す、というスタンスで河川の環境を考えるのが今後の人類への貢献の仕方だと考 える。

堤防環境の復元が不十分であるならば、むしろ良好な環境を持つ堤防をそのまま一部でも 残す工法の工夫をすべきではないか。

また調節地や防災拠点の建設にあたっては、環境の悪いゴルフ場やグランドに貯水し、河畔林や湿地はそのまま活かすような手法を考えてほしい。

原案の各所にある、賑わい・親しめるよう・スポーツなどの河川利用はややもすると河 川環境の破壊につながる。自然環境保護を前提にしてほしい。

今後の膨大な費用を考えると、水と生きるという考えに方向転換をする時ではないか。 むしろ少しずつの被害を多くの人で分かち合うことのほうが現実的ではないか。

河川環境とはどのようなものか。河川環境はどのような構造で成り立っているか。河川水、河床、河岸、堤防、調節池、ダムなどの連続性などで成り立っている。これらに付いて防災上の個々の工事は細かく記載されている一方、河川環境は総論の記載のみで個別事業に関する具体的な環境対策が記載されていない。

河川整備計画は、河川法によって個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかに することが定められているため、これら災害対策工事に対応する個別環境対策について、 少なくとも個々にどのような観点を考慮して工事を行うのかを記載する必要がある。

例えば堤防工事であるが、現在埼玉築堤では堤防の拡張工事が行われている。この工事は現在の堤防の表土を剥ぎ取りその上部に新たな堤防を築く工事であるが、この剥ぎ取り 及び盛土により半世紀以上にわたって培われてきた堤防環境の生物多様性が著しく損なわ れ、在来種が消滅するとともに外来種が著しく繁茂している。この原因は法面の表土が外から持ち込まれたものであること、また法面保護に芝一種のみを使用したことによることが原因と考えられる。堤防工事は今後も継続的に行われるため、堤防環境に関して言えば生物多様性は流域全体にわたって著しく劣化している状況にある。それらの状況は水辺の国政調査で明らかにされているのか、あるいは調査項目が少ないため、国として捉えきれていないのか判断が不明(公開システムが休止中で不明のため)であるが、現に工事が行われている埼玉県内においての影響は著しい。

これらの工事については、その対応工事として国土交通省新技術情報提供システムによれば「表土ブロック移植工法」や九州大学のエコユニット工法など多様な手法があり、これらの手法を積極的に取り入れるべきと考える。「表土ブロック移植工法」手法は2009年11月に入間川でアゼオトギリの移植に使われている。

なお、国土交通省の内規では法面保護はたしか芝等と芝オンリーの記載ではないと思うので、この内規での対応が十分可能と考えるがどうか。

また、築堤に伴い築堤下となる表土については、堤体の法面等に活用し、自生植物及び埋土種子を活用した生物多様性の確保を基準とするとともに外来種対策としても活用すべきではないか。

表土については、先にノーベル賞を受賞した大村氏の業績の通り日本のある地域のスプーン1杯の表土から、人類を救う薬品が得られたことも今後は十分考慮し、河川区域の表土は極力区域内で有効に使うことが現在の世代の責務と考える。

河川水に対する芝との強度比較については、同等と評価しているレポートも見受けられるので、国土交通省としてもその生物的及び物理的特性を把握し、かつ低コスト工事が行えるよう対応すべきと考える。

中流域の調節池群建設については、荒川の中流域に於いて面積も広く、多様な環境が存在し、かつ連続性のある重要な地域である。この区域に調節池を建設することは、荒川だけでなく、埼玉県及び関東地方の生態系に大きな影響を及ぼすこととなる。そのため事前の数年に渡る環境調査及びその影響調査、工事に伴う影響や完成後の状況変化など詳細に検討するとともに、在来の生態系(質及び量)が劣化することの無いようにどのように保存するのか、また、更に生態系を豊かにする手法や仕組みを記載すべきではないのか。

もし、個別の記載が困難であるならば、河川環境は変化するが生物多様性(質及び量) は現状を維持するか、もしく良好となるよう工事を行うと明記すべきではないか。そのた めに地域住民や学識経験者、また新技術の開発及び調査等あらゆる手法を持って工事に望 む姿勢が必要ではないか。

今でも維持されている良好な荒川の自然と入間川の自然再生で行われた手法を紹介します。新たな研究・調査に基づく新たな自然保護をすることのできる手法を作りだし活用していただきたい。



